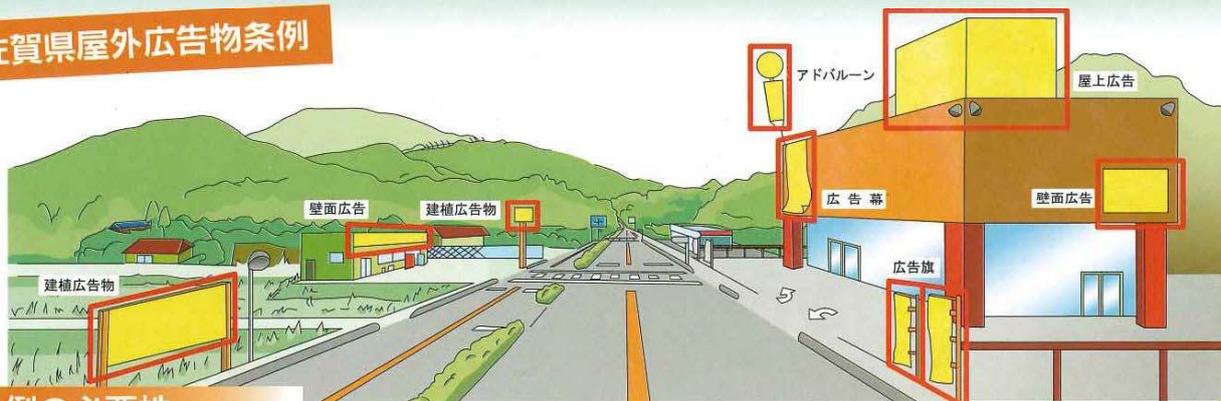


屋外広告物のルールについて

佐賀県屋外広告物条例



条例の必要性

- ・ 県民共有の財産である佐賀県の美しい景観をより良いものにして子どもたちに残すため、県では「美しい景観づくり」に取り組んでいます。
- ・ お店の看板や広告塔といった屋外広告物は景観づくりの重要な要素であるため、佐賀県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示・設置について一定のルールを定めています。
- ・ 屋外広告物とその周辺の景観との調和が図られ、また、交差点等における安全を確保するためにも、事業者や県民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

主な内容

項目	内容
規制区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全域が規制対象となり、「禁止区域」と「許可区域」に分かれます。(面的規制) ・ 禁止区域には、原則として屋外広告物を設置できません。 <p>【主な禁止区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要交差点及びその周辺 ・ 高速自動車国道 ・ 玄海国定公園、佐賀県立自然公園、都市公園 ・ 知事が指定する重要文化財、特別史跡 ・ 学校、図書館、博物館、体育館 ・ 主要な駅前広場及びその周辺 など <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可区域には、一定の基準に適合して許可を受ければ、屋外広告物を設置できます。
自家用広告物等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模なものを除き、許可が必要です。 ・ 景観に配慮した屋外広告物は、佐賀県美しい景観づくり審議会に諮ったうえで、基準を緩和できます。
公共用広告物の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や地方公共団体は許可不要ですが、公共的団体は許可が必要です。 ・ 但し、国や地方公共団体であっても、官公署の敷地以外に表示する広告物は協議が必要です。
地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法の理念である「地域の独自性に基づく景観形成」を支援するため、市町長と知事との協議により、許可基準の弾力的な運用を可能としています。(広告物特例地区の設定)

●重要交差点及びその周辺の区域の規制について（特定広告物交差点等許可区域）



【交差点の条件】

- ①2車線以上の国道が2車線以上の国道もしくは県道と交差し、または、2車線以上の県道が2車線以上の国道もしくは県道と交差していること（丁字路を含む）。
- ②信号機があること。

【規制区域】

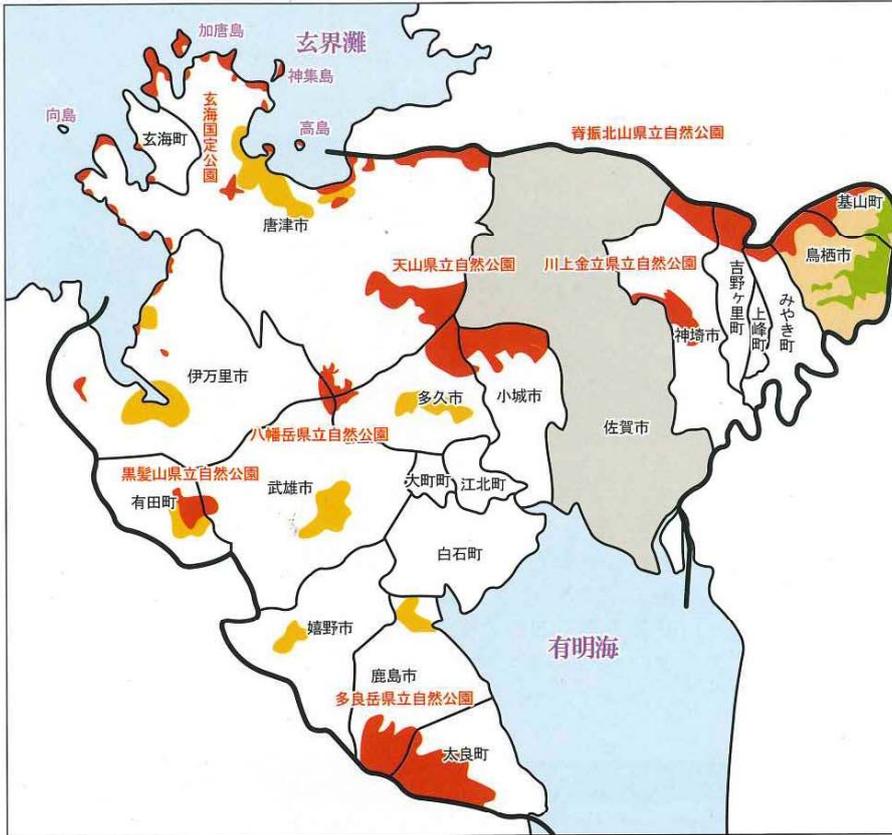
- ①停止線より30m外側の線から内側の道路（交差点内を含む）の区域（水色）
- ②①にかかる道路の両端から20m以内の区域（灰色）

【禁止広告物】

- ①堅牢な基礎を有する建植広告物や電柱を利用する袖看板（自家用広告物や建築物を利用する広告物は除く。）
- ②発光可変表示式屋外広告物（LED など電光による表示やスライド、映写等により表示するもの）

※上記①②以外の広告物の場合、特定広告物交差点等許可区域となり、一定の基準に適合して許可を受ければ、広告物を設置できます。

● **区域区分(禁止区域、許可区域)** 佐賀市の区域では、佐賀市屋外広告物条例が適用されます。



【許可区域の区分】

特定広告物交差点等許可区域
重要交差点及びその周辺の区域
(自家用広告物、建築物を利用
する広告物(壁面広告、屋上広
告等)に限る。)です。

第1種許可区域

第2種許可区域を除く許可区域
です。

第2種許可区域

市街化区域(左図の緑色の区域)
及び非線引都市計画区域〔用途
指定(左図のオレンジ色の区域)〕
です。

ただし、この区域にあっても、
第一種低層住居専用地域、第二
種低層住居専用地域、第一種中
高層住居専用地域、第二種中高
層住居専用地域は、第1種許可
区域となります。

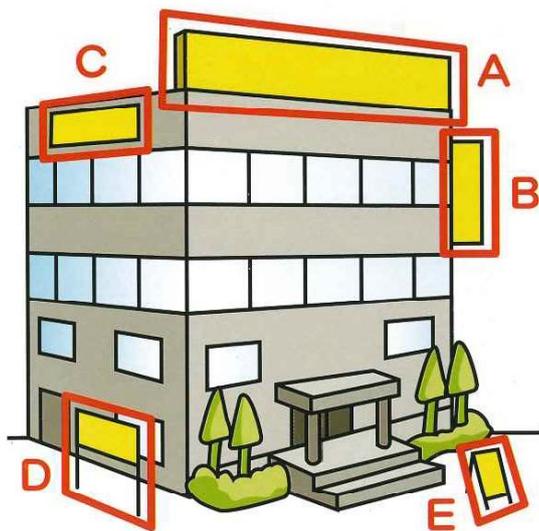
凡 例	
	禁止区域
	市街化区域
	非線引都市計画区域(用途指定)

自家用広告物の取扱い

※「自家用広告物」とは、店舗や事業所等の敷地に自己の店名、事業所名、または、事業もしくは営業の内容を表示する広告物のことです。

● 知事の許可が不要となる基準

禁止区域	第1種許可区域	第2種許可区域
表示面積の合計は、 5m以内とする。	①表示面積の合計は、 10m以内とする。 ②建植広告物にあつて は、広告物の上端は、 地上から15m以下と する。	①表示面積の合計は、 20m以内とする。 ②建植広告物にあつて は、広告物の上端は、 地上から15m以下と する。



表示面積の合計=A+B+C+D+E

● 知事の許可が必要となる基準

禁止区域	第1種許可区域	第2種許可区域
①表示面積の合計は、 20m以内とする。 ②建植広告物にあつて は、広告物の上端は、 地上から15m以下と する。	①表示面積の合計は、 100m又は建築物の 延べ床面積の 1/10 のうちいずれか大き い方の面積以内と する。 ②建植広告物にあつて は、広告物の上端は、 地上から15m以下と する。	①表示面積の合計は、 150m又は建築物の 延べ床面積の 15/100 のうちいずれか大き い方の面積以内と する。 ②建植広告物にあつて は、広告物の上端は、 地上から15m以下と する。

※周囲の景観に配慮し、他の模範となるモデル的な自家用広告物については、佐賀県美しい景観づくり審議会で承認されれば上記二表(下表の「禁止区域」の欄は除く。)の基準が緩和される場合があります。

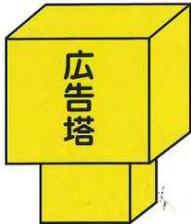
代表的な一般広告物の許可基準

※「一般広告物」とは、主に道路の周辺に設置され、店名や事業所名、または、その営業内容等を表示する広告物のことです。

● 建植広告物（野立て広告物）

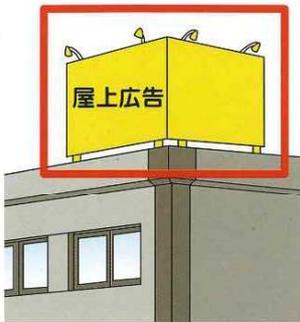


第1種許可区域	第2種許可区域
①高さは地上から10m以下とする。 ②1面の表示面積は10m以内とする。 ③建植広告物の相互間距離は原則として100m以上とする。	①高さは地上から10m以下とする。 ②1面の表示面積は15m以内とする。 ③建植広告物の相互間距離は原則として50m以上とする。



第1種許可区域	第2種許可区域
①高さは地上から10m以下とする。 ②1面の表示面積は10m以内とし、表示面積の合計は20m以内とする。 ③建植広告物の相互間距離は原則として100m以上とする。	①高さは地上から10m以下とする。 ②1面の表示面積は15m以内とし、表示面積の合計は30m以内とする。 ③建植広告物の相互間距離は原則として50m以上とする。

● 建築物を利用する広告物

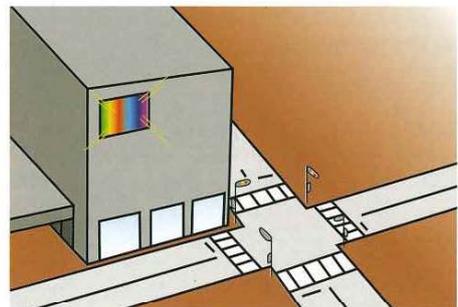
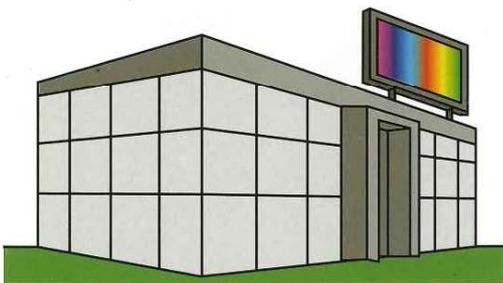


特定広告物交差点等許可区域	第1種許可区域	第2種許可区域
高さは、建築物の高さの1/5以下とし、かつ、5m以下とする。	高さは、建築物の高さの1/3以下とし、かつ、10m以下とする。	高さは、建築物の高さの1/2以下とする。
地上から広告物の上端までの高さは50m以下とする。		



特定広告物交差点等許可区域	第1種許可区域	第2種許可区域
一の壁面に表示される表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/4以内とし、かつ、20m以内とする。	①一の壁面に表示される表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/3以内とし、かつ、20m以内とする。 ②一の壁面に付き、同一内容の広告物は2個以下とする。	一の壁面に表示される表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/2以内とする。
窓などの開口部を塞がないこと。		

● 発光可変表示式屋外広告物



特定広告物交差点等許可区域	第1種許可区域	第2種許可区域
自家用広告物及び公共用広告物に限り、右の許可区域に応じた基準を適用する。	①一面の表示面積は、8m以内とし、かつ、表示面積の合計は、15m以内とする。 ②地上から広告物の上端までの高さは、10m以下とする。	表示面積の合計は30m以内とする。
注1) 交差点又は交通信号機からの距離が、30m以下の箇所に設置する場合は、次のア) または、イ) のとおりとする。 ア) 地上から広告物の上端までの高さは、5m以下とする。 イ) 地上から広告物の下端までの高さは、地上から10m以上とし、かつ、広告物の上端までの高さは地上からは50m以下とする。		
注2) 建築物を利用する場合は、本表の基準に加え、「建築物を利用する広告物」の欄に掲げる基準を適用すること。		
注3) 夜間は交通信号機の機能を損なわないように輝度を落とすこと。		

許可申請の手続きについて

- 設置を希望される所在地を管轄する土木事務所にて申請を受け付けています。
(ただし、佐賀市内は佐賀市都市デザイン課、武雄市内は武雄市都市計画課となります。)
- 屋外広告物の設置には管理者が必要です(簡易な広告物は除く)。
また、建築基準法に基づく建築確認が必要な屋外広告物は、一級建築士、二級建築士または屋外広告士といった有資格者でなければ管理者になることはできません。
- 屋外広告物の表示又は設置を業とする者(建設業の一部として広告物を設置する者も含まれます。)は、屋外広告業の登録が必要です(登録事務は佐賀県まちづくり推進課で行っています)。
また、登録には業務主任者の選任が必要で、業務主任者は、屋外広告士の資格や各自治体が行う屋外広告物に関する講習会の修了者などが要件となります。

是正条件付き特例許可について

申請期限(新規許可のみ) 平成25年12月18日～平成26年12月17日

- 平成22年3月31日以前に設置され、面積や高さ等の許可基準に適合しない広告物について、是正を条件として許可を受けることができます。
- 許可期間は最長で平成31年3月31日までとなります。但し、許可期間中に、許可基準に適合するための是正を行う必要があります。
- 設置時期、設置場所、種類等対象広告物の条件がありますので、詳しくは管轄する土木事務所、武雄市にお問合せください。

許可申請手数料について

広告物の種類	金額	その他の広告物	金額	その他の広告物	金額
はり紙の類	1枚 5円	0.5m未満	1個 140円	10m以上20m未満	1個 3,200円 (2,000円)
立看板、広告旗	1個 210円	0.5m以上1m未満	1個 230円	20m以上30m未満	1個 5,500円 (2,700円)
広告幕の類	1枚 470円	1m以上2m未満	1個 450円	30m以上40m未満	1個 7,600円 (3,400円)
気球広告	1個 1,210円	2m以上5m未満	1個 870円	40m以上50m未満	1個 9,800円 (4,100円)
電柱、街灯柱広告	1件 240円	5m以上10m未満	1個 1,700円	50mに1m増すごとに	+340円 (+60円)

- (注) 1 照明を伴う広告物についての手数料の額は、上表の金額に10割を加算します。
2 金額欄の()は、継続許可(是正条件付き特例許可を除く。)を受けようとする場合に適用します。

お問い合わせ先

広告物の設置場所	機関名	電話番号等
多久市、小城市	佐賀土木事務所 管理課	TEL : 0952-24-4346
鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町		
神埼市、吉野ヶ里町	東部土木事務所 管理課	TEL : 0942-81-3414
唐津市、玄海町	唐津土木事務所 管理課	TEL : 0955-73-2863
伊万里市、有田町	伊万里土木事務所 管理課	TEL : 0955-23-4152
大町町、江北町、白石町	杵藤土木事務所 管理課	TEL : 0954-22-4234
鹿島市、嬉野市、太良町		
武雄市	武雄市 都市計画課	TEL : 0954-27-7162
	佐賀県 都市計画課 景観担当	TEL : 0952-25-7326
		FAX : 0952-25-7314
		E-mail : toshikeikaku@pref.saga.lg.jp

※佐賀市内の広告物については、佐賀市都市デザイン課(0952-40-7172)へお尋ねください。